

情報ボックス

お知らせ

縦覧帳簿の縦覧

固定資産税の納税者は、自分の所有する固定資産と、他の固定資産を比較するため、土地価格等縦覧帳簿または家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり縦覧することができます。

■縦覧期間および時間

4月2日(月)～5月1日(火)
午前8時30分～午後5時15分
※閉庁日は除きます

■縦覧場所 豊科総合支所内 総務部資産課

■持ち物 縦覧する人が固定資産税の納税義務者であること
を確認するため、免許証などの身分を証明するもの

■問い合わせ 豊科総合支所内 総務部税務課(TEL72・3111)
※4月から資産税課

固定資産課税台帳の閲覧

固定資産の所有者は、固定資産課税台帳を閲覧して自分の課税内容を確認できます。平成19年度の固定資産課税台帳の閲覧を次のとおり行います。

■閲覧開始日 4月2日(月)

■閲覧場所

豊科総合支所内総務部資産課
または各総合支所地域支援課
務会計係

■持ち物

・自分の固定資産課税台帳を閲覧する人は、免許証などの身分証明書と印鑑
・代理人は、免許証・印鑑・委任状
・借地借家人が該当する固定資産の課税台帳を閲覧する場合は、賃貸借契約書など、当該資格を証明する書面

■証明手数料 1通300円
※4月2日(月)～5月1日(火)

の期間中の閲覧は無料です。

■問い合わせ 豊科総合支所内

総務部税務課(TEL72・3111)
※4月からは資産税課

明科地域の皆さんへ 乳幼児健診実施会場の変更

4月から明科地域の乳幼児健診の会場が一部変更になります。4カ月、1歳8カ月、3歳6カ月の乳幼児健診は、毎月実施している豊科と穂高の保健センターで受診していただくこととなります。

なお、このほかの乳幼児健診、育児相談、育児教室は、今までどおり明科保健センターで受診できます。

ご理解とご協力をお願いします。

■問い合わせ

穂高健康支援センター内健康推進課(TEL81・0726)

教育相談をご利用ください

教育委員会では、市内5地域で教育相談を開設しています。

幼児、児童、生徒、青年の健全な育成と適正な就学について専門の教育相談員が個別に相談に応じ、解決へのお手伝いをします。子育て・いじめ・不登校・非行・学習問題・身体や心の不調などの心配事や悩みがある人は、お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

また、「子どもの心が見える親になろう」をテーマにグループで話し合い、学習を深める「グループ学習・親の会」も開催しています。相談日程など詳細は、広報あづみの各種相談コーナーに毎月掲載しています。

■問い合わせ

教育委員会学校教育課(TEL62・3001)または教育相談室(TEL72・2238)

介護者のつどい

休みなく介護を続けていると、心も体も疲れ、ゆとりがなくなってしまう。介護する側にも息抜きが必要です。同じ立場の皆さんと話したり、情報交換をして、介護に役立つ技術などを学ぶ会を毎月1回開催します。申し込みは不要で、参加無料です。お気軽にご参加ください。

■日時 第1回4月19日(木)

午後1時30分～3時

■場所 県安曇野庁舎

301会議室(3階)

■対象 介護をされている人

■内容 介護保険の上手な活用
情報交換・懇親会など

■問い合わせ

穂高健康支援センター内高齢者介護課(TEL81・0731)

国民年金保険料

4月からの国民年金保険料が次のとおり変わります。

■国民年金保険料 (4月～平成20年3月)

月額	14,100円
年額	169,200円

▼口座振替を早割にする

■保険料の割引があります

月々の口座振替を早割(当月保険料の当月末引落し)にすると保険料の割引があります。通常の口座振替(例4月分保険料を5月末引落し)は定額保険料ですが、口座振替を早割(例4月分保険料を4月末引落し)にすると50円割引となります。

なお、現在口座振替をしている人で、振替方法を早割に変更される場合は社会保険事務所に連絡ください。また、口座振替の申込手続きには、年金手帳または納付書・預貯金通帳・口座

穂高地域・開発事業の承認

平成19年1月の開発審査分

(承認日 平成19年2月15日)

■松本日産自動車(株)の開発事業

・場所 北穂高2807・4他2筆内
・開発面積 1,000.00㎡
・目的 駐車場立地(従業員車両・下取り車両・整備持込車両の駐車)

■(有)あづみ野宅建の開発事業

・場所 有明5077・1他1筆
・開発面積 1,961.66㎡
・目的 建売分譲住宅5区画の立地

※開発面積は土地面積です。

■問い合わせ 穂高総合支所

都市建設課(TEL82・3131)



うっかり一言

市教育委員 小平 信夫



—ある日の教室風景から—

□算数の割り算の勉強で10人の子が前に並んだ。先生は、「この人たちを3人ずつのグループに分けます。どうなりますか」「そうだね。じゃ試してみるよ。3つのグループと、この人1人余りだね」と言った。

—余りになった子はふっと下を向いた—

□余りにされた子は寂しかったのではないのでしょうか。ことによれば休み時間に余りっこ遊びに発展もしかねません。私たちはつい自分の願いや目標に心が向きすぎて相手の立場や周りの状況を忘れがちになります。このときの先生とすればただ偶然に1人余った子でしかなかったでしょう。算数の割り算の具体物による理解というありふれた手法であり、繰り返される計算学習の中の1回に過ぎません。でも、この子とすれば絶対的な事件であります。周りの子の中にはそれが自分でなくてよかったと思った子もいたかもしれません。こんな不安な場では勉強どころではないでしょう。TVのバラエティー番組では大きい人が小さい人を馬鹿にしたり、大した意味もなく叩いたり蹴ったり。表現の自由だそうです。子どもたちの目や心にはどう映っているでしょう。残念ながら大人の感覚や目には錆や霞が掛かりやすいものです。私たちはそういう自分だと意識して子どもや相手に対応していく心がけが必要だと思います。人権尊重は互いに嫌いな気分にならずに過ごせる配慮のように思います。